

尾鷲市津波避難計画

平成26年11月策定
(令和4年8月改訂)

尾 鷲 市

《目 次》

第1章 総 則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 避難計画	3
1 避難対象地区	3
2 避難路・避難経路	4
3 津波避難場所・避難所	5
4 津波避難困難地域	8
5 避難方法	11
6 避難誘導	11
7 津波避難場所等の周知	11
第3章 初動体制	12
1 職員の招集	12
第4章 津波情報の収集・伝達	14
1 津波警報等の伝達系統	14
2 避難指示の発令	16
3 津波警報、避難指示の伝達方法	16
第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難支援	18
1 避難行動要支援者の避難対策	18
2 観光客等の避難対策	18
第6章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施	19
1 津波に対する教育・啓発	19
2 津波に対する避難訓練の実施	20

【巻末図】津波浸水予測区域及び避難場所分布図

第1章 総 則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予測区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

過去の津波による浸水範囲や津波シミュレーションによる津波浸水予測に基づき定めるものとし、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。

(2) 避難対象地区

津波が発生した場合に避難が必要な地区で、市が範囲を定める。

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予測区域を基準として指定する。

(3) 避難困難区域

津波の到達までに、避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な区域をいう。

(4) 避難路

避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。

広い意味では、避難路をあわせて避難経路という。

(6) 津波避難場所

津波の危険から生命の安全を確保するために、最初に避難する場所をいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から回避するために、避難対象地区外へ避難する際に目標とする地点をいい、避難可能範囲を設定する際に起点となる地点を指す。

必ずしも津波避難場所とは一致しない。

(8) 避難先

津波避難場所、避難目標地点を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

●三重県が平成26年3月に公表した、「三重県地震被害想定調査（以下「県調査」という。）」による「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を対象とする。

1 避難対象地区

津波浸水予測区域に一部でもかかる地区を避難対象地区とする。

各地区の一覧は表2.1のとおりである。

表2.1 避難対象地区一覧表（※人口、世帯数は令和4年7月31日現在）

避難対象地域	地区名	自治会名	人口	世帯数
尾鷲	北浦町	第1、第2、第3、第4、馬越、第6	256	150
	北浦東町		234	127
	北浦西町	桜茶屋	173	94
	宮ノ上町	万年青、桜ノ宮、弥栄	412	245
	座ノ下町	座ノ下、茶地岡	147	71
	坂場町	昴、一二三、友善	126	68
	坂場西町	国坂、100、わかば	572	286
	倉ノ谷町	第3、第5、第6、さつき、あざみ野	671	319
	末広町		66	42
	野地町	駅前野地町、双葉、五番街	445	257
	栄町	第10、第11、堀町、上川原町、美栄、九十九	396	240
	中井町	新川原町、川原町、ネギ町	263	144
	港町	知古町、港町	217	129
	朝日町	高町	286	169
	中村町	第1、第2、第5、第8、つつじ、3・1、白ゆり	461	253
	南陽町	第2、第3	466	246
	中央町	4・5	447	225
	林町	第1、陸互、新町	411	235
	瀬木山町		111	45
	小川東町	第2、第3、ほたる、すず虫	657	341
小川西町	中川青洲、第1	289	140	
中川	第2	505	258	

避難対象地域	地区名	自治会名	人口	世帯数
尾鷲	大字天満浦	第1、第2、第3、古里	176	109
	矢浜一丁目	矢浜	548	311
	矢浜二丁目		304	163
	矢浜四丁目		22	16
	桂ヶ丘		273	130
	大字向井	向井自治会	518	274
	大字大曾根浦	大曾根浦区	226	147
	大字行野浦	行野浦区	65	40
須賀利	須賀利町	須賀利区	184	126
九鬼	九鬼町	九鬼区	378	244
早田	早田町	早田区	113	79
北輪内	三木浦町	三木浦区	481	295
	小脇町		1	1
	名柄		50	36
	三木里町	三木里区	491	307
南輪内	古江町	古江区	348	223
	賀田町	賀田区	432	265
	曾根町	曾根区	134	91
	梶賀町	梶賀区	138	87

2 避難路・避難経路

次の点に留意し、必要に応じて指定又は設定する。

- がけ崩れや液状化による道路の寸断、建物や塀等の倒壊や落下物など、避難時の危険が少ないこと。
- 避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- 津波が予想より早く到達する場合や河川を遡上することを考慮し、海岸沿いや河川沿いの道路は除くこと。
- 電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

3 津波避難場所・避難所

(1) 津波緊急避難場所

津波から安全を確保できる場所で、地区ごとに指定する。(表2.2参照)

津波避難場所の一覧は表2.2、分布図は巻末図のとおりである。

※「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月・消防庁)」では、収容人数は、「最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい」としているため、下記の式により収容人数を設定した。

$$\text{収容可能人数(人)} = \text{収容可能面積(㎡)} \div 1(\text{㎡}) \times 1(\text{人})$$

表2.2 津波避難場所一覧

No	地区	名 称	収容面積(㎡)	収容人数(人)	備 考
1	天満	天満荘広場	290	290	
2	北川、北部	桜茶屋避難広場	1,450	1,450	
3	中央部	中村山公園	3,072	3,072	
4	国道西部	坂場西高速道路下避難場所	110	110	
5		県尾鷲庁舎	3,639	3,639	
6		尾鷲市斎場駐車場	790	790	
7		イオン尾鷲店屋上駐車場	2,780	2,780	
8		コメリ尾鷲店駐車場	9,121	9,121	
9	中川、矢浜	国市神社前広場	358	358	
10	大曾根	JR大曾根駅広場	1,297	1,297	
11	行野	元行野小学校跡地	613	613	
12	須賀利	さくら公園	285	285	
13	九鬼	城の跡	260	260	
14	九鬼	九鬼センター上避難場所	130	130	
15	早田	元早田小学校グラウンド	1,280	1,280	
16	三木浦	三木浦児童公園	925	925	
17	名柄	名柄八幡神社	107	107	
18	三木里	JR三木里駅広場	816	816	
19	古江	周蔵屋庭	251	251	
20		富蔵屋所有地畑	124	124	
21		丹助屋庭	116	116	
22	曾根	曾根避難広場	289	289	

※上記は、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」による津波の想定浸水域外に位置する津波避難場所である。

(2) 収容避難所

被災者の住宅が回復されるまでの間、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまで、一時的な生活の本拠地となるものである。

避難所の一覧は表2.3、分布図は巻末図のとおりである。

※「三重県避難所運営マニュアル策定指針(令和2年5月・三重県)」では、「避難生活が長期化し、荷物置き場を含めた場合」の最低必要面積を「3㎡/人」としているため、下記の式により人数を設定した。

$$\text{収容可能人数(人)} = \text{収容可能面積(㎡)} \div 3(\text{㎡}) \times 1(\text{人})$$

表2.3 収容避難所一覧

No	地区	名称	収容面積(㎡)	収容人数(人)	備考
1	天満	天満集会所	171	57	
2	天満	天満荘	88	29	
2	北川	北浦会館	158	52	
3	中央部	中央公民館	2,622	874	
4		福祉保健センター	690	230	4階以上のみ使用
5	国道西部	尾鷲高等学校体育館	1,200	400	
6		東紀州くろしお学園	1,200	400	
7	中川	矢浜小学校	1,994	648	2階以上のみ使用
8	矢浜	尾鷲中学校	7,047	2,349	
9	向井	向井コミュニティセンター	201	67	
10		向井小学校	2,537	845	
11		向井ふれあい会館	60	20	
12		観音寺	163	54	
13.	大曾根	聖光園	2,119	733	
14	須賀利	普済寺	720	240	
15	九鬼	元九鬼小学校	1,988	662	
16		真巖寺	241	80	
17		九鬼漁村センター3F	94	31	3階以上のみ使用
18	三木浦	海蔵寺	108	36	
19		天理教三木浦分教会	49	16	
20		元三木小学校	1,763	587	
21	三木里	元三木里小学校	1,757	585	
22	古江	モクモクしお学舎	734	244	2階以上のみ使用
23		光明寺	305	101	
24	賀田	東禅寺	293	97	
25		賀田小学校	2,552	850	
26		安定寺	189	63	

※上記は、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」による津波の想定浸水域外に位置する収容避難所または想定浸水域内であるが建物上階が利用可能な収容避難所である。

(3) 津波避難ビル

避難対象地区で逃げ遅れた住民等が緊急避難するために、津波浸水予測区域内において津波に対する安全性が確保されている建物から、ビル所有者と協議して指定する。

津波避難ビルの一覧は表2.4、分布図は巻末図のとおりである。

指定・設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- 耐震性が確保されていること。
(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定)
- 津波に対する構造安全性が確保されていること。
(原則として鉄筋コンクリート構造(RC構造)又は鉄骨鉄筋コンクリート構造(SCC構造)の施設を指定)
- 安全な高さに避難スペースが確保でき、容易にアクセス可能であること。
- 円滑な開錠が可能であること。

※津波避難ビルの収容可能人数は、P.5の津波緊急避難場所の考え方と同様である。

表2.4 津波避難ビル

No	地区	名 称	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	備 考
1	北川	ホテルビオラ	218	218	避難ビル
2	中央部	NTT尾鷲ビル	167	167	避難ビル
3	矢浜	あいあいの丘	300	300	避難ビル
4	沿岸部	尾鷲物産株式会社(冷凍冷蔵庫)	303	303	避難ビル
5	中央部	クラウンコーポ	76	76	避難ビル

4 津波避難困難地域

●尾鷲市における津波避難困難地域を検討するため、以下の条件のもと津波到達予想時間と避難可能距離を設定した。

(1) 津波到達予想時間

三重県が平成26年3月に公表した、「理論上最大クラス」の地震の場合の津波浸水深30cm到達予想時間分布図より抽出した。三重県では、津波からの避難行動がとれなく（うごくことができなく）なる一つの目安を、津波浸水深30cmとしている。

また到達予想時間は、各地区の最も早いポイントから抽出した。

(2) 避難開始時間

地震発生から5分後に避難を開始するものとした。

(3) 歩行速度

「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月・消防庁）」では、「歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者等歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある」とされているため、0.5m/秒とした。

(4) 避難可能距離

避難可能距離は以下の式により求めた。

$$\bullet \text{ 避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

以上の条件から、各地区の津波到達予想時間と避難可能距離は次表のとおりである。

表 2.5 各地区の津波到達予想時間及び避難可能距離一覧表

町名	津波到達 予想時間 (分)	避難開始 後の猶予 (分)	避難可能 距離(m)	町名	津波到達 予想時間 (分)	避難開始 後の猶予 (分)	避難可能 距離(m)
北浦町	14	9	270	新田町	—	—	—
北浦東町	14	9	270	光ヶ丘	—	—	—
北浦西町	14	9	270	中川	16	11	330
馬越町	—	—	—	国市松泉町	14	9	270
宮ノ上町	16	11	330	天満浦	12	7	210
座ノ下町	22	17	510	矢浜一丁目	16	11	330
坂場町	18	13	390	矢浜二丁目	16	11	330
坂場西町	24	19	570	矢浜三丁目	18	13	390
倉ノ谷町	24	19	570	矢浜四丁目	20	15	450
末広町	24	19	570	桂ヶ丘	22	17	510
野地町	18	13	390	矢浜岡崎町	—	—	—
栄町	16	11	330	矢浜真砂	—	—	—
中井町	14	9	270	向井	12	7	210
港町	12	7	210	大曾根浦	12	7	210
朝日町	12	7	210	行野浦	10	5	150
中村町	16	11	330	須賀利町	10	5	150
古戸町	—	—	—	九鬼町	7	2	60
古戸野町	—	—	—	早田町	7	2	60
泉町	—	—	—	三木浦町	7	2	60
大滝町	—	—	—	小脇町	7	2	60
上野町	—	—	—	名柄町	8	3	90
南陽町	22	17	510	三木里町	8	3	90
中央町	16	11	330	古江町	8	3	90
林町	12	7	210	賀田町	10	5	150
瀬木山町	12	7	210	曾根町	9	4	120
小川東町	18	13	390	梶賀町	6	1	30
小川西町	22	17	510				

(5) 以上の検討から避難困難地域を抽出した。以下に避難困難地域を図示する。なお、周辺地域※1については、その地形的特性から、避難可能時間内での高台への避難が可能であるため、避難困難地域は存在しないものとする。

※1 須賀利町、九鬼町、早田町、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町

(6) 津波避難困難地域一覧及び各地域の避難対策は表2.6のとおりである。

表 2.6 避難困難地域一覧

地区名	避難困難者数	避難困難者数の内訳	緊急津波避難施設確保の対策
北浦町	217	190 5 22	宮ノ上避難広場 ホテルビオラ 避難施設等の検討
宮ノ上町	379	360 19	宮ノ上避難広場 避難施設等の検討
栄町	337	226 54 57	宮ノ上避難広場 中村山避難路 避難施設等の検討
中井町	263	193 70	宮ノ上避難広場 避難タワー整備①
港町	217	202 15	ホテルビオラ又は 避難タワー整備① 避難施設等の検討
朝日町	286	44 122 120	中村山避難路 NTT尾鷲ビル 避難施設等の検討
林町	411	25 386	中村山避難路 避難施設等の検討
瀬木山町	111	111	避難施設等の検討
中川	480	480	避難施設等の検討
矢浜一丁目	324	292 32	避難タワー整備② 避難施設等の検討

地区名	避難困難者数	避難困難者数の内訳	緊急津波避難施設確保の対策
小川東町	96	96	避難施設等の検討
北浦東町	10	10	避難施設等の検討
野地町	8	8	避難施設等の検討

5 避難方法

原則として徒歩で避難する。ただし、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自転車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等により避難も可能とする。

6 避難誘導

地域住民等は、自治会等の自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、避難行動要支援者を支援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行うものとする。

このため、地域住民等が、車両等の交通手段を使って避難する場合、尾鷲警察署及び消防団、各関係機関は連携して避難誘導を実施する。

7 津波避難場所等の周知

市民や観光客、車両通行者等に津波避難場所等を周知するため、防災マップ、広報紙、案内板等の整備に努める。

第3章 初動体制

1 職員の招集

職員は、津波注意報や津波警報等が発表された場合、速やかに下記の配備体制より参集するものとする。

(1) 配備体制

種 別	配備内容	動員体制
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒態勢に移れる体制	①「三重県南部」に津波注意報が発表されたとき。 ②県内（尾鷲地域を除く）に震度5弱以上の地震があったとき。 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大津波注意）が発表されるとき。 ④その他地震に関する災害が予想される場合で、市長（本部長）が認めたとき。
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	①尾鷲市に震度4以上の地震があったとき。 ②「三重県南部」に津波警報が発表されたとき。
非常体制	甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制	①市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ②「三重県南部」に大津波警報が発表されたとき。（自動参集） ③南海トラフ地震臨時情報（巨大津波警戒）が発表されるとき。
備 考	①上記の基準に基づき、各部各班において配備計画を立て、各人に徹底しておくものとする。 ②災害の規模及び特性に即応し、上記体制によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の体制を整えるものとする。	

(2) 職員の招集

1. 勤務時間外における職員の招集

勤務時間外における職員の招集のための連絡は、各課緊急連絡網によるものとする。

また、同報系防災行政無線による緊急放送が行われた場合、市職員は速やかに登庁するものとする。

① 近距離通勤者は、直ちに登庁すること。

② 遠距離通勤者は、可能な方法にて速やかに登庁すること。ただし、各地区センター管内の職員は最寄りの各地区センター又は指定された場所に登庁し、各地区センター長の指示に従うものとする。

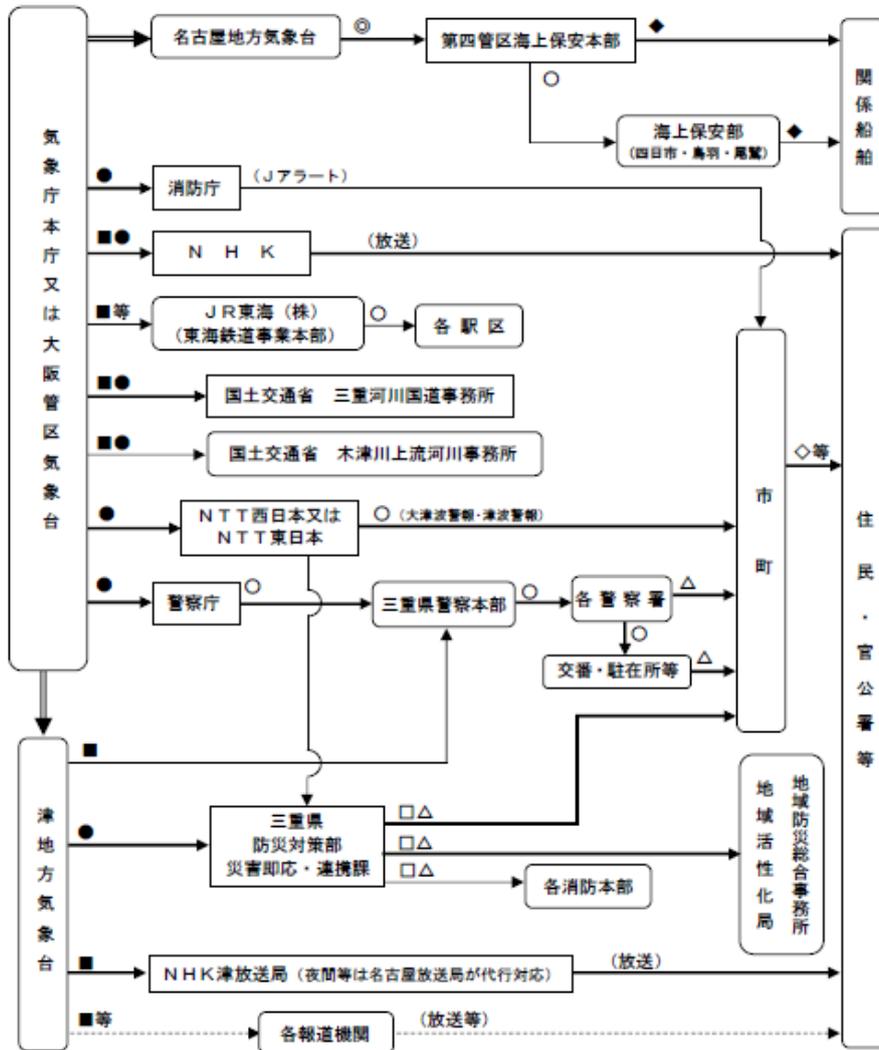
ウ その他の場合は、市災害対策本部の指示を得て決定するものとする。

第4章 津波情報の収集・伝達

1 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は次の図のとおりとし、津波警報等の解除についてもこの系統図に準ずる。

津波警報等伝達系統図



凡 例	
□	気象業務法第15条の法令による警報の通知機関
→	気象業務法第15条の法令による通知系統
→	気象業務法第13条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表される。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。尾鷲市の津波予報区は、“三重県南部”に属する。

〈津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ〉

予報の種類	発表される津波の高さ	とるべき行動	想定される被害
大津波警報 (特別警報)	5 m、10 m、 10 m超	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	木造家屋が全壊し・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
津波警報	3 m		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1 m	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。

- (注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について、地震情報に含めて発表する。
 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予想区単位で発表。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表される。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。

2 避難指示の発令

(1) 発令基準

避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

分類	判断基準例
避難指示	○三重県南部に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ○強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

(2) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して、これを行うものとする。

- 1) 要避難対象地域
- 2) 避難場所
- 3) 避難理由
- 4) 避難経路
- 5) 避難時の注意事項等

(3) 発令の手順

避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。

市長が不在時においては、代理規定に基づき、避難指示の発出に係る遅れが生じないように適切に対応する。

(4) 避難指示の解除

避難指示の解除の基準は、津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

3 津波警報、避難指示の伝達方法

気象庁が発表した津波情報及び市が発表する避難指示は、以下に示す要領により、直ちに住

民及び海岸付近に滞在する観光客や釣り客等に対して迅速かつ正確に伝達・周知する。

(1) 津波警報の伝達

J-A L E R Tで受信した津波警報等は、防災行政無線を自動起動させ、登録した放送文により一斉放送する。

(2) 避難指示の伝達

避難指示は、防災行政無線放送、緊急速報メール、エリアワンセグ、サイレン、警鐘等、多様な手段を活用して速やかに伝達する。

なお、津波浸水予測区域内での広報活動（広報車の巡回、警鐘等）については、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提に行う。

また、消防団、自主防災組織の協力を得て住民等に対してその内容の周知徹底を図る。

津波に関する情報伝達に当たっては、次の事項に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○津波に関する情報が、地域住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。○地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。○船舶に対する津波注意報・警報の伝達は、漁業協同組合等を通じて行う。○管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握 |
|---|

第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難支援

1 避難行動要支援者の避難対策

市と自主防災組織は、自らの行動等に制約のある災害時要援護者が円滑に避難できるよう現状把握に努める。併せて市はそのための環境整備や啓発等を実施する。

(1) 情報伝達

津波情報、避難指示等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）等の音声伝達が主体となっている。

そのため、市は、情報の伝わりにくい災害時要援護者に対しては、自主防災組織や消防団及び近隣者による支援体制の確立を目指す。

(2) 社会福祉施設等の避難対策

市は、高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

(3) 在宅者への対策

ア 市と自主防災組織は、あらかじめ自主防災組織単位に災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の状況を把握し、民生委員や消防団等と連携を図り、地域全体での避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備する。

イ 津波警報等の発表により、市長から避難指示が発令されたときは、アに掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、自主防災組織や消防団等が協力して行う。

(4) 啓発

市は、災害時要援護者やその家族に対し、防災マップ等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する意識や知識について啓発する。

2 観光客等の避難対策

市は、関係団体と共同して、海水浴客や釣り客などの観光客への避難対策を実施する。

(1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、防災行政無線（同報系）のエリアワンセグ等により伝達手段を確保する。

イ 屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声器、緊急速報メール等により伝達する。

(2) 避難場所等の看板、誘導標識の設置

市は、観光客等の来訪者に対しては、海拔・津波浸水予想地域、避難方向（誘導）や避難所等を示した案内看板等の設置に努める。

第6章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、尾鷲市防災マップ等を用いて、津波避難に関する基礎情報を提供する。また、学校や地域社会において、津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図り、各地区の実情に応じた広報や訓練を実施する。

(1) 普及・啓発

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、自治会、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発に当たる。また、市は、強い地震（震度4以上）を感じた場合は、住民が、避難指示を待たず、自主的に避難の準備をするよう啓発をする。

なお、東日本大震災では消防団員をはじめ地域住民の避難誘導を行った関係者に大きな被害が発生している。迅速な避難行動は我が身の安全だけでなく、避難誘導を行う多くの人の安全に繋がることを十分に周知することが重要である。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

(3) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、自治会、ボランティア、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材を育成する。

(4) ワークショップの開催

市は、対象となる地区及び自主防災組織、消防団を支援し、市が作成した防災マップ等を基に、避難所、避難路、避難経路、危険箇所などを確認する「ワークショップ」を定期的実施する。

また、津波防災教育のための手引案を活用し、児童・生徒へ発達段階に応じた防災学習等を実施して津波知識の向上を図る。

(5) 観光客等に対する啓発

津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や宿泊施設等において配布する。

(6) 被災経験の保存

東南海地震津波による被災経験を風化させないために、被災現場の保存、表示板の作成やモニメントの設置など目に見える形で保存や被災体験を語り継ぐことにより、地域住民及び観光客へ防災に対する意識を高める。

2 津波に対する避難訓練の実施

津波避難対策の課題検証と、関係機関及び自主防災組織との協調体制を強化する目的で大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する。

訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努める。

(1) 実施訓練の目的、体制

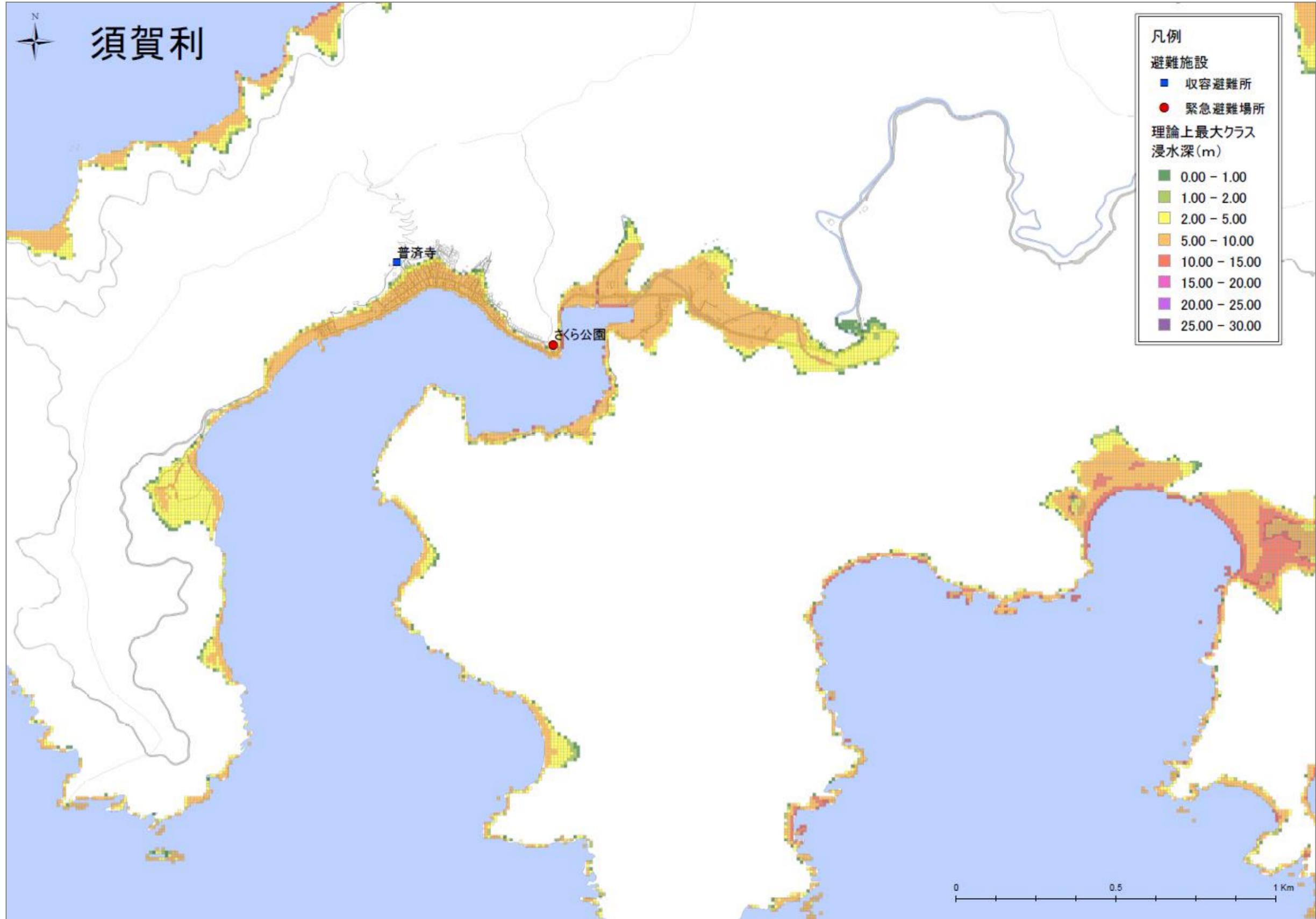
津波発生時の円滑な避難に資するため津波避難訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地域住民はもとより、漁業関係者、沿岸付近の宿泊施設等の管理者等の参加を得ながら、地域が一体となった防災体制を確立する。

(2) 訓練の内容

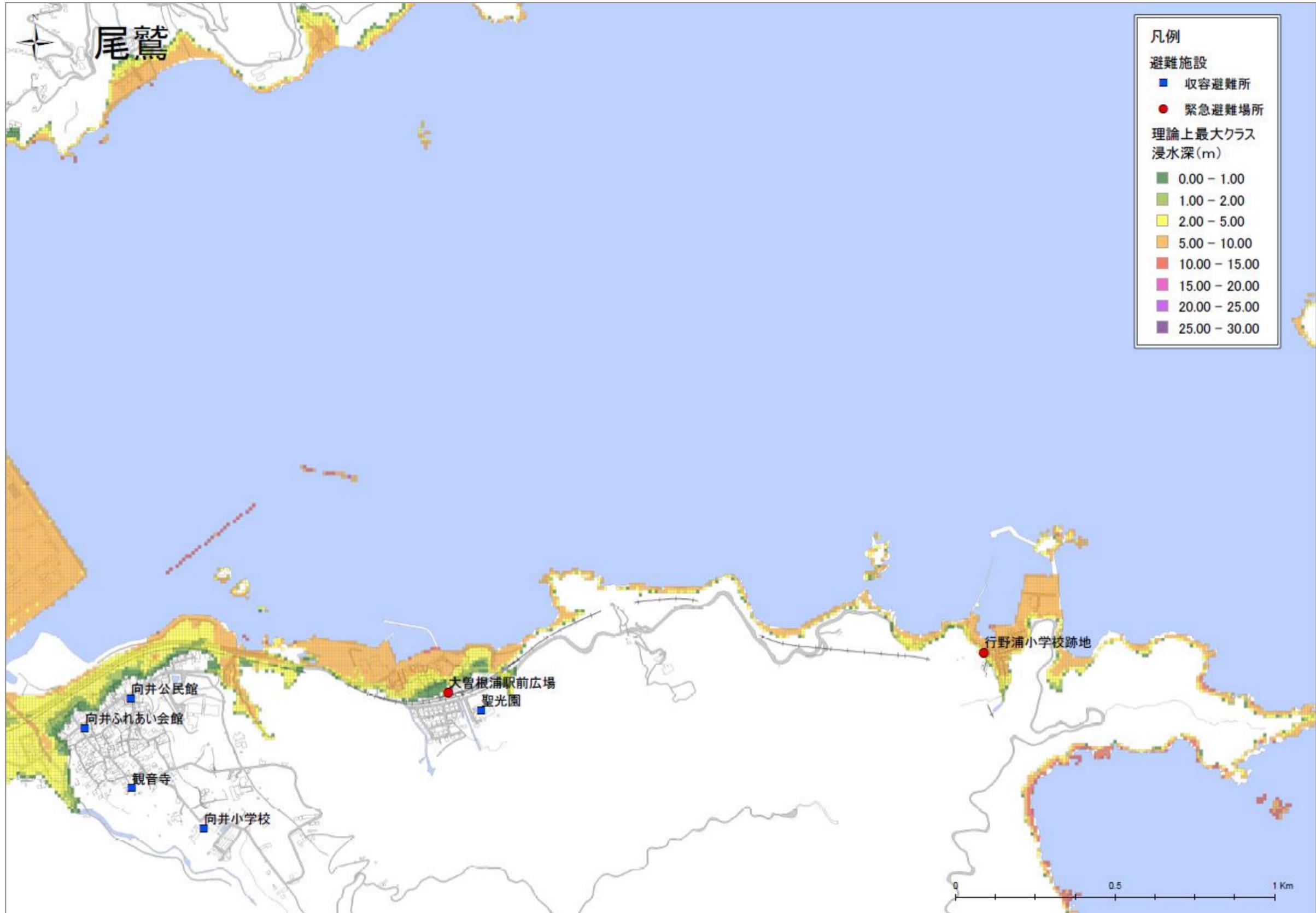
地域の実情を踏まえ、下記の事項について実施する。

- 津波警報等の収集・伝達訓練
- 避難指示の発令・伝達訓練
- 津波避難訓練
- 避難行動要支援者、旅客等に対する避難誘導訓練

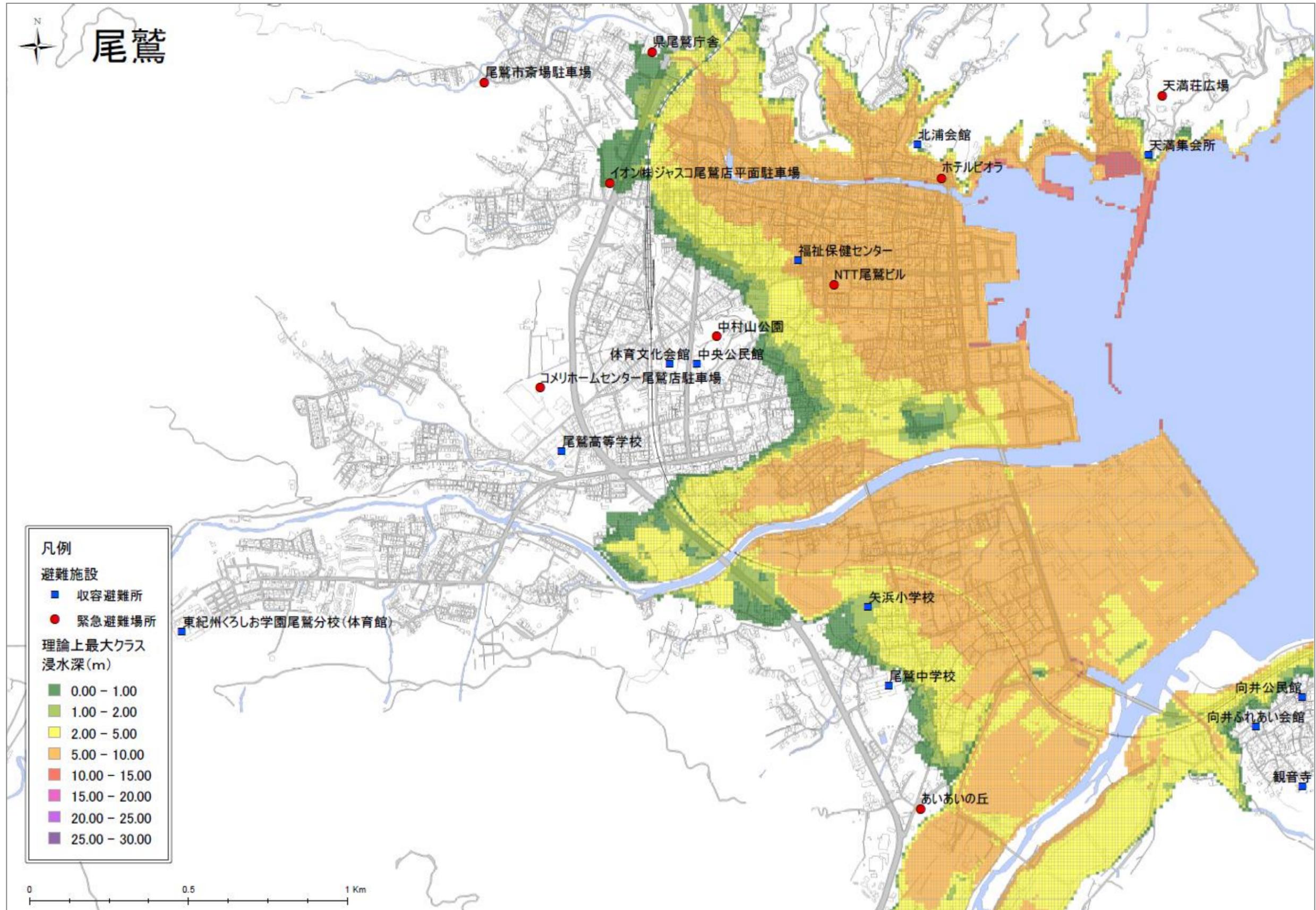
【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（須賀利）



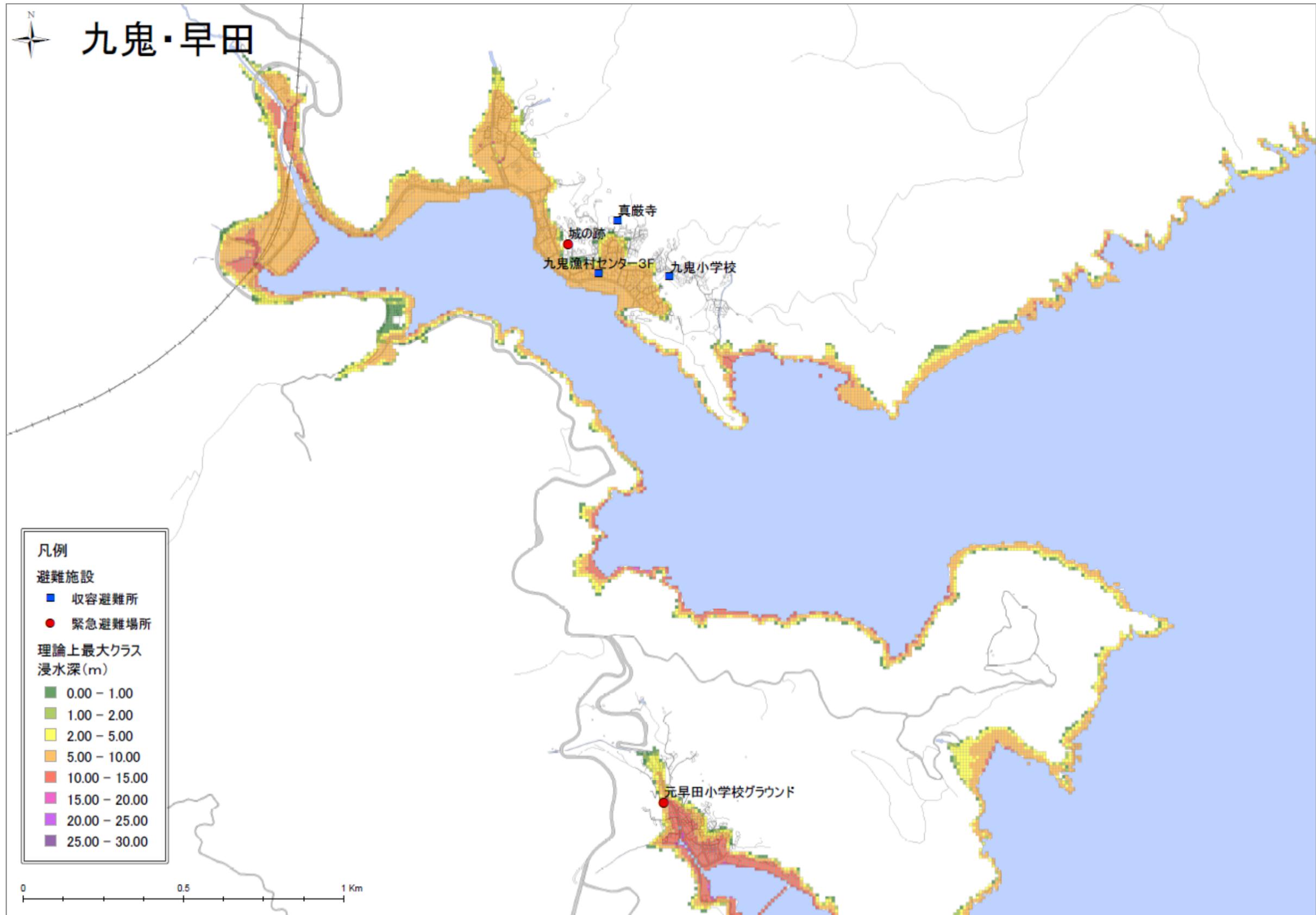
【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（尾鷲西）



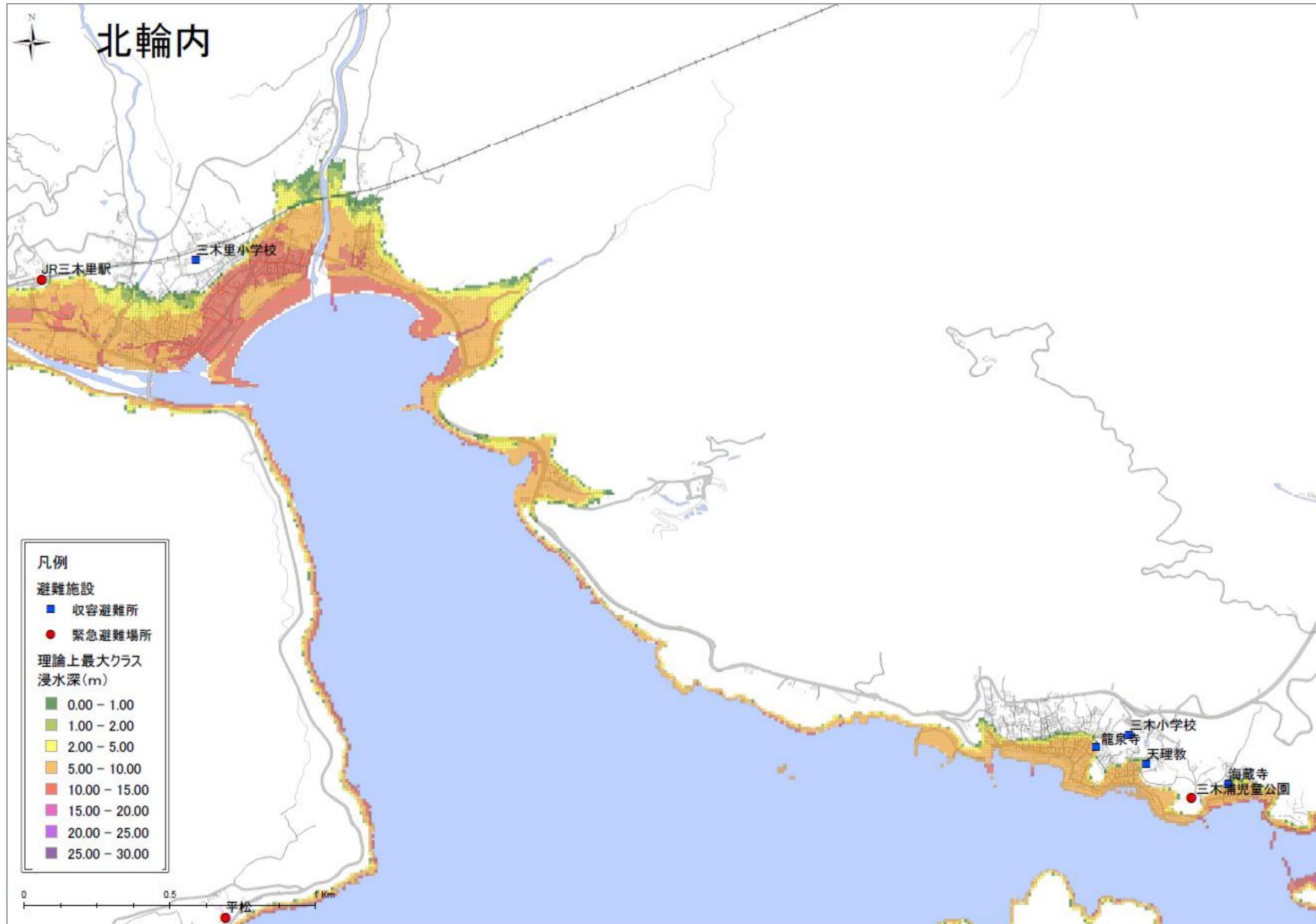
【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（尾鷲東）



【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（九鬼・早田）



【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（北輪内）



【参考図】津波浸水予測区域（理論上最大クラスの南海トラフ地震）及び避難場所分布図（南輪内）

